

大牟田都市計画地区計画(岩本南地区)の決定 (大牟田市決定)

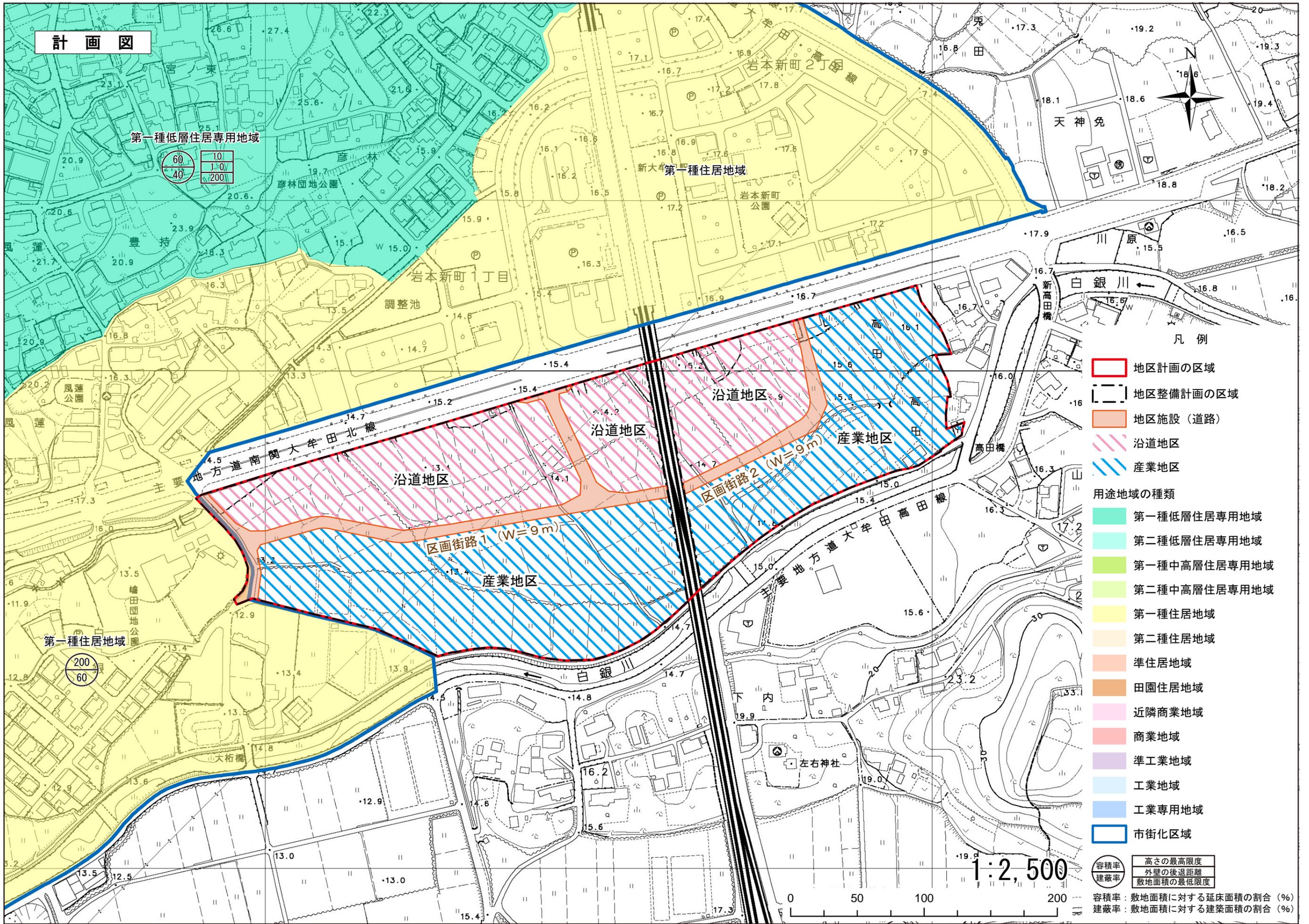
都市計画岩本南地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称		岩本南地区地区計画		
位 置		大牟田市大字岩本及び大字白銀の一部		
面 積		約 8.4ha		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		<p>本地区は、九州新幹線新大牟田駅に隣接した地区であり、主要地方道南関大牟田北線の沿線であることから、九州自動車道や有明海沿岸道路へのアクセス性に優れた交通利便性が高い地区である。</p> <p>そこで、本市の第 6 次総合計画では、本地区において産業団地整備に向けた取組を進めることとしており、産業用地に加え、商業・サービス機能の充実を掲げている。</p> <p>また、産業団地の整備にあたっては農村地域への産業の導入の促進等に関する法律により、農業と産業との均衡ある発展を図るとともに、農業従事者就業の促進、安定した就業機会の確保を図ることとしている。</p> <p>このため、本地区計画を策定し建築物等の規制誘導を行うことにより、周辺地域と調和した産業団地の形成を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針		<p>駅利用者、道路利用者、地域住民等の利便に供する土地利用と、周辺の生活環境や自然環境に配慮した産業団地の形成を図るとともに、周辺の集落の活力・維持に寄与する土地利用を行う。</p>	
	地区施設の整備の方針		<p>安全かつ機能的な事業所環境を創出するため、道路を適正に配置し整備する。</p>	
	建築物等の整備の方針		<p>地区計画の目標、土地利用方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度の制限を行い、周辺環境に配慮した建築物が建築されるよう誘導する。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路		<p>区画街路1 (幅員 9m、延長 約 500m)</p> <p>区画街路2 (幅員 9m、延長 約 200m)</p>
		地区の区分	地区の名称	<p>沿道地区</p> <p>産業地区</p>
	地区の面積		<p>約 2.9ha</p> <p>約 4.5ha</p>	

		<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(併用住宅を除く)、共同住宅、寄宿舍、下宿 2 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもので3,000平方メートルを超えるもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売所その他これらに類するもの 5 展示場 6 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、カラオケボックス、遊技場で、その部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 大学及び高等専門学校で、その部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 10 病院で、その部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの 11 保育所で、その部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 12 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 14 自動車教習所 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、寄宿舍(当該地区に立地する工場等の従事者のためのものを除く)、下宿 2 店舗、飲食店(ただし、工場・倉庫に併設される物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が500平方メートルを超えないものを除く) 3 ホテル又は旅館 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売所その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これらに類するもの 7 展示場、遊技場 8 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ 9 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 10 学校(幼保連携型認定こども園を除く)、図書館、博物館 11 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 12 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 13 病院 14 公衆浴場 15 診療所 16 保育所で、その部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 17 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 18 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 19 自動車教習所
--	--	-------------------	---	--

		<p>15 自動車車庫(建築基準法施行令第130条の8に定める建築物に附属する自動車車庫を除く)</p> <p>16 倉庫業を営む倉庫</p> <p>17 畜舎</p> <p>18 建築基準法別表第二(と)第三号及び(ぬ)第三号に定める工場</p> <p>19 建築基準法別表第二(と)第四号及び(ぬ)第四号に定める危険物の貯蔵又は処理に供する施設</p> <p>20 葬儀場</p> <p>21 資材置場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅配便の配送場、空港の倉庫</p> <p>22 農林漁業施設(住宅に付随する農業用納屋を除く)</p> <p>23 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所</p> <p>24 建築基準法別表第二(る)項に掲げる建築物</p>	<p>20 畜舎</p> <p>21 葬儀場</p> <p>22 資材置場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅配便の配送場、空港の倉庫</p> <p>23 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所</p> <p>24 建築基準法別表第二(る)項に掲げる建築物</p>
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	40/10	20/10
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	7/10	6/10

計画図



- 凡例
- 地区計画の区域
 - 地区整備計画の区域
 - 地区施設（道路）
 - 沿道地区
 - 産業地区
- 用途地域の種類
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 田園住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 市街化区域
- | | |
|------------------------|-----------|
| 容積率 | 高さの最高限度 |
| 建蔽率 | 外壁の後退距離 |
| 容積率：敷地面積に対する延床面積の割合（％） | 敷地面積の最低限度 |
| 建蔽率：敷地面積に対する建築面積の割合（％） | |

1:2,500

